

令和8年度 有田郡老人福祉施設事務組合 会計年度任用職員募集要領

(申込み及び問い合わせ先) 養護老人ホームなぎ園

TEL 0737-63-6886

FAX 0737-63-4167

1 募集内容

募集期間	随時 申し込みは、持参または郵送に限ります。 郵送の場合は、必ず <u>簡易書留郵便</u> とし、封筒の表に「 <u>申込み</u> 」と <u>朱書き</u> してください。 これ以外の方法による不着の問題につきましては、一切対応でき ません。
募集職種	募集職種一覧のとおり
申込方法	「会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、養護老人ホー ムなぎ園へご提出ください。申込書は養護老人ホームなぎ園にも設 置しています。 <u>希望する職種は、1つに限ります。</u>
申込先	あて先：〒643-0007 有田郡湯浅町吉川160 養護老人ホームなぎ園 電話：0737-63-6886（直通）
募集資格	1. 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人) は、受験できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその 執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 有田郡老人福祉施設事務組合の職員として懲戒免職の処分 を受け、該当処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下 に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他 団体を結成し、又はこれに加入した人 2. 募集資格一覧表の学歴免許等の欄に記載のある資格を有する人
採用方法	書類選考等を経て採用を決定します
合格発表	面接後10日以内

2 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 採用から1か月間を良好な成績で勤務した場合に、正式採用となります。 本人の勤務実績等により、次年度の任用が可能です。						
報酬等	<p>1. 基本報酬 募集職種一覧のとおり 報酬額等については令和8年度の予算編成に関する議決を経て確定します。状況の変化により変更が生じる可能性があることをご留意ください。</p> <p>2. 費用弁償（通勤手当相当分） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給</p> <p>3. 期末手当・勤勉手当 年2回（6月・12月）に支給 但し、週30時間以上勤務し、基準日の1月以上前において採用された場合に限ります。</p>						
福利	共済組合保険、厚生年金保険、雇用保険 募集職種一覧のとおり						
休暇	<table border="1"> <tr> <td>有給休暇</td> <td>年次休暇、産前・産後休業、公民権の行使、官公署への出頭、災害に伴う休暇、親族の死亡による休暇 負傷又は疾病休暇 等</td> </tr> <tr> <td>無給休暇</td> <td>育児時間休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休業、生理休暇、妊娠疾病休暇、公務上の負傷又は疾病休暇、骨髄等移植ドナー休暇 等</td> </tr> <tr> <td>育児休業</td> <td>任命権者を同じにする1年以上の任用（継続勤務）であり、子が1歳6か月に達する日までに任用が継続する見込みがあり、規則で定める勤務日数以上の勤務をした場合に付与</td> </tr> </table>	有給休暇	年次休暇、産前・産後休業、公民権の行使、官公署への出頭、災害に伴う休暇、親族の死亡による休暇 負傷又は疾病休暇 等	無給休暇	育児時間休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休業、生理休暇、妊娠疾病休暇、公務上の負傷又は疾病休暇、骨髄等移植ドナー休暇 等	育児休業	任命権者を同じにする1年以上の任用（継続勤務）であり、子が1歳6か月に達する日までに任用が継続する見込みがあり、規則で定める勤務日数以上の勤務をした場合に付与
有給休暇	年次休暇、産前・産後休業、公民権の行使、官公署への出頭、災害に伴う休暇、親族の死亡による休暇 負傷又は疾病休暇 等						
無給休暇	育児時間休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休業、生理休暇、妊娠疾病休暇、公務上の負傷又は疾病休暇、骨髄等移植ドナー休暇 等						
育児休業	任命権者を同じにする1年以上の任用（継続勤務）であり、子が1歳6か月に達する日までに任用が継続する見込みがあり、規則で定める勤務日数以上の勤務をした場合に付与						
服務	地方公務員法の規定による 服務の宣誓、命令従事義務、信頼失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等						
その他	災害時にも迅速に出勤し、業務に従事する						